千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

支 部 規 約

千葉県税理士会木更津支部規約

目次

第１章　総則（第１条～第５条）・・・

（支部の区域）
第４条　当支部の区域は，木更津税務署の管轄区域（以下「当支部の区域」という。）とする。

（事務所の所在地）
第５条　当支部は，事務所を木更津税務署管内に置く。

第２章　支部会員

（支部会員）
第６条　当支部の会員は，税理士である会員（以下「税理士会員」という。）及び税理士法人である会員（以下「税理士法人会員」という。）とする。
２　税理士会員は次の者をいう。
(1)　当支部の区域に税理士事務所を有する税理士
(2)　次項各号に規定する税理士法人のその事務所において執務する社員である税理士
(3)　第１号に規定する税理士又は次項各号に規定する税理士法人のその事務所において補助者として勤務し，業務に従事する税理士
３　税理士法人会員は次の者をいう。
(1)　当支部の区域に主たる事務所を有する税理士法人
(2)　当支部の区域に従たる事務所を有する税理士法人

（支部会員の義務）
第７条　支部会員は，この規約を遵守するとともに，当支部が求める報告に応じ，又はその勧告若しくは指示に従わなければならない。

（支部会員の研修）
第７条の２　支部会員は，業務の改善進歩及び資質の向上を図るため，自ら研鑽に努めるとともに，当支部及び本会が実施する研修を受けなければならない。

（税務支援への従事義務）
第７条の３　支部会員は，当支部及び本会が実施する税務支援に従事しなければならない。
２　支部会員は，当支部及び本会から前項の従事の要請があった場合は，病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（支部会員に対する通知等）
第８条　支部会員に対する通知，催告又は書類の送達（以下「通知等」という。）は，次の各号の事務所に対して行う。
(1)　税理士会員に対しては，税理士会員名簿に登載されたその会員の税理士事務所又は税理士法人の事務所
(2)　税理士法人会員に対しては，税理士法人会員名簿に登載されたその会員の主たる事務所又は従たる事務所
２　前項各号の通知等は，通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第３章　支部役員及び幹事会

（支部役員）

第９条　当支部に，次の支部役員（以下この章において「役員」という。）を置く。

(1)　支 部 長　　１人
(2)　副支部長　　５人以内
(3)　幹　　事　　20 人以内
(4)　監　　事　　２人以内

（役員の選任）

第10条　役員は，別に定めるところにより，税理士会員のうちから選任する。

２　税理士法人会員は，役員選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

（支部長及び副支部長）

第11条　支部長は，支部を代表し，その会務を総理する。

２　副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故があるとき，又は支部長が欠員のときは，支部長に代わってその職務を行う。

（幹事及び常任幹事）

第12条　幹事は，幹事会の構成員として，支部の会務執行に参画する。

２　支部長は，特に定めた会務の一部を執行させるため，幹事のうちから常任幹事を指名することができる。

（監事）

第13条　監事は，支部の会計及び会務の執行を監査する。

２　監事は，当支部の会務の執行を監査するため，幹事会に出席して意見を述べることができる。

３　監事は，第９条第１号から第３号までに掲げる役員又は本会の役員を兼ねることができない。ただし，本会の監事については，この限りでない。

（役員の任期）

第14条　支部長，副支部長及び幹事の任期は，その選任後初めて到来する事業年度開始の日から２年とし，監事の任期は，その選任後初めて招集される支部定期総会終了の時から，就任後第２回目の支部定期総会終了の時までとする。ただし，補欠又は増員により選任された役員の任期は，他の役員の残任期間と同一とする。

（役員の退任）

第15条　役員は，当支部の会員でなくなったとき，又は支部総会において解任の決議があったときは，退任する。

２　前項に規定する場合を除き，役員が退任しようとするときは，幹事会の承認を得なければならない。

（役員の欠格条項）

第16条　本会の会費若しくは支部会費又は本会若しくは支部の特別会費を１年以上滞納している者及び本会会則第25条に定める本会役員の欠格条項に該当する者は，役員となることができない。

（役員の守秘義務）
第17条　役員は，正当な理由がなくて，職務上知り得た支部会員に関する秘密を他に漏らし，又は盗用してはならない。役員でなくなった後においても，また同様とする。

（幹事会）
第18条　幹事会は，支部長，副支部長及び幹事をもって構成し，当支部の会務執行に関する事項を決定する。
２　幹事会は，支部長が招集し，その構成員の２分の１以上の者が出席しなければ，会議を開くことが出来ない。
３　幹事会の議長は，支部長若しくは支部長が指名した者がこれに当たる。
４　幹事会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。
５　幹事会の議案について特別の利害関係のある者は，その議決に加わることができない。
６　幹事会の議決事項については，その要領及び結果を記録した議事録を作成し，議長及び出席構成員２人以上が署名押印して，保存しなければならない。

（顧問及び相談役）
第19条　支部長は，支部の運営につき必要な事項を諮問するため，幹事会の議を経て，税理士会員のうちから顧問及び相談役を委嘱することができる。

（議事参加）
第20条　支部会員のうち，次の者は，幹事会に出席することができる。ただし，審議権及び表決権は有しない。
(1)　本会の役員
(2)　顧問及び相談役

第４章　支部総会

（支部総会の招集）
第21条　支部長は，毎事業年度終了後３月以内に支部定期総会を招集する。
２　支部長は，必要と認めたときは，幹事会の議を経て，支部臨時総会を招集することができる。
３　支部総会（以下この章において「総会」という。）を招集するときは，会日の１週間前までに，その日時，場所及び議案を記載した書面により，税理士会員に通知しなければならない。
４　前項の規定により通知をしなければならない税理士会員は，総会招集通知書の発送日現在において税理士会員名簿に登載されている者とする。

（議決の要件）
第22条　総会の議事は，税理士会員（前条第４項に規定する税理士会員をいう。以下この章において同じ。）の２分の１以上の者が出席し，その出席者の過半数で決するものとし，可否同数のときは，議長の決するところによる。
２　総会の議長は，その総会において選任する。
３　総会において，次の事項について議決する場合には，第１項の規定にかかわらず，同項に掲げる税理士会員の２分の１以上の者が出席し，その出席者の３分の２以上の多数によらなければならない。
(1)　支部規約の変更
(2)　第41条第２項に掲げる事項

(3) 解散した場合における残余財産の帰属

（委任による議決権の行使）
第23条　税理士会員で，総会に出席することができない者は，あらかじめ，議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって，出席する税理士会員に委任して，その議決権を行使することができる。
２　前項の規定により，議決権を行使する税理士会員は，総会に出席したものとみなす。

（総会で決定すべき事項）
第24条　総会は，次の事項を決定する。
(1) この支部規約において，総会の議決又は承認を要することとされている事項
(2) 第22条第３項第１号及び第３号に掲げる事項
(3) 支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項
(4) 前各号に掲げるもののほか，会務に関する重要事項で，総会に付議された事項

（議事の制限）
第25条　総会においては，第21条第３項の規定により税理士会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

（議決権）
第26条　総会における議決権は，税理士会員１人につき１個とする。
２　税理士法人会員は，総会の議決権を有しない。

（利害関係者の排除）
第27条　総会の議案について特別の利害関係がある者は，その議決に加わることができない。

（議事録）
第28条　総会の議事については，議事録を作成しなければならない。
２　総会の議事録には，議事の要領及びその結果を記載し，議長及び出席した税理士会員２人以上が署名押印して，保存しなければならない。

第５章　支部の運営

（支部業務の執行）
第29条　支部長，副支部長及び幹事は，支部の業務を執行するについては，税理士に関する法令，日本税理士会連合会の会則，本会の会則及び規則並びにこの支部規約及び支部規則並びに支部総会及び幹事会の決定に反してはならない。

（支部細則の制定）
第30条　支部長は，この支部規約の規定に基づき必要な措置を行うため，幹事会の議を経て，支部細則を定めることができる。

（本会の意見聴取）
第31条　支部長は，この支部規約の変更を支部総会に付議しようとするときは，あらかじめ，本会の意見を聴取しなければならない。

（本会への報告等）

第32条　支部長は，次の各号のいずれかに該当するときは，遅滞なく当該各号に掲げる事項を本会会長に報告しなければならない。

(1)　支部総会を招集するときは，その日時，場所及び議案

(2)　支部総会が終了したときは，その決議の内容

(3)　事務所を移転したときは，移転後の事務所の所在地

(4)　支部役員の変更又は支部役員の氏名に変更があったときは，変更後の支部役員の氏名

(5)　支部会員について，著しく品位を失墜する事実があると認めたときは，その事実

(6)　その他支部の業務又は支部会員の業務に関して本会が必要と認める事項

２　支部長は，次の事項に関する支部の業務について，本会から質問を受けたときは，遅滞なく本会に回答するものとする。

(1)　本会が定める税務支援に関する事項

(2)　支部会員の業務についての指導及び援助に関する事項

(3)　支部会員及びその使用人等の福利厚生及び表彰に関する事項

第６章　支部会員の監督

（支部会員に対する一般的監督）

第33条　当支部は，税理士の業務の適正な運営を図るため，本会又は当支部が必要とするときは，本会の指導，連絡若しくは監督に基づいて，支部会員から報告を徴し，又は支部会員に必要な勧告若しくは指示を行うことができる。

（支部会員に対する個別監督）

第34条　当支部は，本会又は当支部の運営上必要があるときは，本会の指示若しくは本会との協議に基づき，支部会員の行う税理士の業務を調査し，又は質問することができる。

（支部会員の権利の停止処分）

第35条　当支部は，本会が本会会則第49条第１項の規定により会員の処分をしたときは，本会との協議に基づき，幹事会の議を経て期限を定め，当該支部会員の支部会員として有する権利の全部又は一部を停止することができる。

２　前項に規定する支部会員として有する権利は，支部から文書の送付を受ける権利，支部の施設を利用する権利，支部の会議に出席する権利並びに支部役員を選挙する権利及び支部役員となる権利とする。

３　支部は，第１項の規定により処分をしようとするときは，あらかじめその会員にその旨を通知して，相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

第７章　部，委員会及び室

（部，委員会及び室）

第36条　支部長は，会務の執行を円滑にするため，幹事会の議を経て，次の事項について，必要と認める部，委員会及び室を設けることができる。

(1)　諸会議に関する事項

(2)　予算及び決算に関する事項

(3)　支部会員及びその使用人等の福利厚生及び表彰に関する事項
(4)　広報宣伝に関する事項
(5)　支部会員の業務についての指導及び援助に関する事項
(6)　支部会員の品位保持及び非税理士の非違行為の排除に関する事項
(7)　税理士制度及び税理士業務の改善進歩に関する事項
(8)　租税法規，租税制度及び税務行政についての調査研究及び改善進歩に関する事項
(9)　経済的な理由により税理士又は税理士法人に業務を委嘱することが困難な者及び本会が指導を必要と認める納税者に対する税務支援に関する事項
⑽　その他支部長が必要と認めた事項

（委員）
第37条　部，委員会及び室の委員は，税理士会員のうちから，幹事会の議を経て，支部長が委嘱する。
２　委員の任期は，支部役員（監事を除く。）の任期に準ずる。

第８章　支部会費及び会計

（事業年度）
第38条　当支部の事業年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

（支部会費）
第39条　支部会員は，１事業年度につき次の各号に定める支部会費を負担する。
(1)　税 理 士 会 員　　６万円
(2)　税理士法人会員　　６万円
２　前項各号の支部会費は，各事業年度の４月30日までに納付しなければならない。ただし，各事業年度の各月の末日を期限として12月に均等分割して納付することができる。

（事業年度の中途における特例）
第40条　事業年度の中途において当支部に所属し又は他の支部に転出した者（退会を含む。）は，所属し又は転出した日の属する事業年度分の支部会費については，前条第１項の規定にかかわらず，同項の支部会費の金額にその者が支部会員とされる月数（所属した月に端日数があるときは１月に切り上げ，転出した月に端日数があるときは切り捨てる。）を乗じて12で除した金額を負担する。

（特別会費）
第41条　支部会員は，特別の支出に充てるため特別会費を負担する。
２　前項の特別会費の目的，金額及び納期については，支部総会においてこれを定める。
３　特別会費は，特別会計をもって処理するものとする。

（支部会費の全部又は一部の免除）
第42条　当支部は，支部会員が次の各号のいずれかに該当し，かつ，本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けているときは，支部幹事会の承認を得て，その負担すべき支部会費及び支部特別会費についても，同様に免除することができる。
(1) 長期にわたる病気療養のため税理士業務を行うことができないとき。
(2) 震災，風水害，火災その他これらに類する災害のため税理業務を行う事が著しく困難であると認められるとき。

(3) 税理士法第43条後段の規定により，税理士業務を停止しているとき。
２　支部会費の免除に関し必要な事項は，前項に定めるもののほか，別に定める。

（経費）
第43条　当支部の経費は支部会費，特別会費，本会からの交付金，寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

（財産の管理）
第44条　当支部の財産は，支部長が管理する。

（決算）
第45条　当支部は，毎事業年度末に決算を行う。
２　決算に当たっては，事業報告書，貸借対照表，正味財産増減計算書及び財産目録並びに収支計算書（以下「事業報告書，財務諸表及び収支計算書」という。）を作成し，支部定期総会に提出して，その承認を求めなければならない。
３　前項の事業報告書，財務諸表及び収支計算書は，当該事業年度末に在任した支部長，副支部長及び幹事の責めにおいて作成しなければならない。
４　支部長は，第２項の規定により承認を得た事業報告書，財務諸表及び収支計算書を，遅滞なく本会会長に報告するものとする。

（事業計画及び予算）
第46条　支部長は，支部定期総会にその会日の属する事業年度の事業計画及び予算案を提出して，その議決を求めなければならない。
２　予算が成立しない期間においては，支部長は通常の会務を執行するのに必要な経費の金額に限り支出することができる。

（監査報告）
第47条　監事は，各事業年度における支部の会計及び会務の執行を監査した結果について，翌事業年度の支部定期総会において報告しなければならない。

第９章　雑則

（支部の準会員）
第48条　当支部の区域内に事務所を有しない本会の税理士会員で，当支部の区域に住所を有する者その他特別の事情のある者は，幹事会の承認を得て，当支部の準会員となることができるものとする。
２　第８条，第21条第４項及び第41条の規定は，準会員について準用する。
３　準会員は，支部総会の議決に加わることができない。

（準会員の支部会費）
第49条　準会員は，１事業年度について45,000円の準会員の支部会費を負担しなければならない。
２　前項の支部会費の納付については，第39条第２項及び第40条の規定を準用する。

（規則の制定）
第50条　第10条及び第42条第２項に規定する事項は，支部総会の議決に基づく規則をもって定める。

（支部長被選者の就任前業務）

第51条　次期支部長に選任された者は，その就任に先立ち，その就任の日から始まる事業年度の事業計画及び予算並びに役員人事その他の企画立案に関する事務を行うことができる。

２　次期支部長に選任された者は，前項の事務を行うに当たっては，次期副支部長その他次期役員に選任された者（監事を除く。）の協力を求めること（必要があるときは，これらの者を構成員とする会議を招集して，前項の事務について協議することを含む。）ができる。

３　前２項の事務は，当支部の業務とみなす。

（特定個人情報等の取扱い）

第52条　当支部は，個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）について，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき，適正に取扱うものとする。

２　特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は，細則で定める。

附　則

１　この支部規約は，平成13年４月２日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日の前日において，第４条に規定する区域内に税理士事務所を有する税理士で東京地方税理士会（以下「地方会」という。）の会員であった者は，施行日において当支部の会員となる。

３　施行日の前日において，本会会則第４条に規定する区域内に税理士事務所を有し，地方会木更津支部の準会員であった者は，第48条の規定にかかわらず，施行日において当支部の準会員となる。

４　当支部の最初の第９条の支部役員は，第10条の規定にかかわらず，支部設立総会において選任する。

５　前項の規定による支部役員の任期は，第14条の規定にかかわらず，監事以外の支部役員については，施行日から平成15年３月31日までとし，監事については，施行日から平成15年４月１日以降初めて招集される支部定期総会終了の時までとする。

６　当支部の最初の事業年度は，第38条の規定にかかわらず，施行日から平成14年３月31日までとする。

７　前項の事業年度における支部会員及び準会員が負担すべき支部会費の納付については，施行日から平成13年４月30日までを１月とし，以後は暦日により月数を計算し，第40条（第49条第２項の規程により準用する場合を含む。）の規定を適用する。

８　支部長は，第21条の規定にかかわらず，施行日から３月以内に支部総会を開催し，施行日を含む最初の事業年度の事業計画及び予算案を提出して，その議決を求めなければならない。

９　前各項に定めるもののほか，この支部規約を実施するため必要な準備行為は，施行日前においても行うことができる。

附　則（平成13年12月18日）

この改正規定は，平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月27日）

この改正規定は，平成17年４月27日から施行する。

ただし，千葉県税理士会第４回定期総会において，会則の一部改正の件が原案通り可決され，税理士法第 49 条の２第３項に規定する財務大臣の許可を受けることを停止条件とする。

附　則（平成 19 年５月９日）

この改正規定は，平成 19 年５月９日から施行する。
ただし，千葉県税理士会第６回定期総会において「支部規約の基準に関する規則」の一部改正の件が原案通り可決されることを停止条件とする。

附　則（平成 21 年５月 12 日）

この改正規定は，平成 21 年５月 12 日から施行する。

附　則（平成 22 年５月 12 日）

この改正規定は，平成 22 年５月 12 日から施行する。
ただし，千葉県税理士会第９回定期総会において「支部規約の基準に関する規則」の一部改正の件が原案通り可決されることを停止条件とする。

附　則（平成 24 年５月 10 日）

1　この改正規定は，平成 24 年５月 10 日から施行する。
2　第 42 条の改正規定は，平成 24 年５月 10 日を含む事業年度分の会費から適用する。

附　則（平成 27 年５月８日）

1　第３条，第６条，第７条の２及び第７条の３の改正規定は，平成 27 年５月８日から施行し，同年４月１日に遡って適用する。
2　第 42 条及び第 50 条の改正規定は，平成 28 年４月１日から施行する。
ただし，第 42 条及び第 50 条の改正については，千葉県税理士会第 14 回定期総会において，支部規約の基準に関する規則の一部改正の件が原案通り可決されることを停止条件とする。

附　則（平成 28 年５月 12 日）

この改正規定は，平成 28 年５月 12 日から施行する。
ただし，千葉県税理士会第 15 回定期総会において，支部規約の基準に関する規則の一部改正の件が原案通り可決されることを停止条件とする。